

## 石巻市マンガクリエイター家賃等補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、マンガクリエイターを目指し、市外から本市へ転入し、又は転入を目的として短期滞在しながら、石巻市マンガクリエイター支援事業（石巻市マンガクリエイター支援事業補助金交付要綱（令和5年石巻市告示第320号）第3条第1項第2号に規定する事業をいう。以下「マンガクリエイター事業」という。）に取り組む者に対し、予算の範囲内において、石巻市マンガクリエイター家賃等補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入 新たに本市の区域内に住所を定めること（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定により市長に届け出たものに限る。）をいう。
- (2) マンガクリエイター 自身の持つスキルや能力の具現化をマンガの形式を用いて創作活動又はそれに類する活動を行う者で、漫画家、アニメーター、デジタルアーティスト、イラストレーター、声優等を目指すものをいう。
- (3) 創作活動 別表第1に掲げる作品等の制作活動をいう。
- (4) 転入者 石巻市内に居住し本市で活動することを希望するマンガクリエイターであって、本市から転出後、1年以上経過し、再び本市に転入したもの又は本市以外から本市に転入したもののうち、本市に転入して1年未満のもの
- (5) 転入希望者 本市への移住を希望するマンガクリエイターであって、本市から転出してから1年以上経過するもの又は本市以外の場所に居住しているもの
- (6) 民間賃貸住宅 市内において、建物の所有者との間で賃貸借契約を締結して自己居住用に供する住宅をいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 市営住宅、県営住宅等の公的賃貸住宅
  - イ 社宅、官舎、寮等の事業主から貸与を受けた住宅
  - ウ 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）又は申請者の配偶者の3親等以内の親族が所有又は管理する住宅
  - エ 申請者以外が契約した賃貸借契約に基づく住宅
- (7) 家賃 民間賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃貸料及び共益費の月額をいう。ただし、入居、転居等に係るその他の費用及び敷金礼金等は含まない。
- (8) 住宅手当 事業主が従業員に対して支給又は負担する民間賃貸住宅に係る手当等の月額をいう。
- (9) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受け、同法第2条第2項又は第3項に規定する営業を行っている民間の宿泊施設をいう。

### (交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、マンガクリエイターとして活動する者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 石巻市内の民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結した転入者であって、現に当該住宅に

居住しているもの又は確実に居住する予定があるもの（別表第2において「家賃補助対象者」という。）

(2) 転入後の住居・仕事・子供の就学先の確保などのため、短期滞在する転入希望者（別表第2において「お試し滞在補助対象者」という。）で、市又は市が認める団体と面談等により移住相談を行ったもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は補助の対象とはしない。

(1) 石巻市移住支援金（石巻市移住支援金交付要綱（令和元年石巻市告示第326号）に規定する移住支援金をいう。次号において同じ。）の交付を受けている者

(2) 同一の世帯に属する者が、この要綱による補助金又は石巻市移住支援金の交付を受けている者

(3) 転入前の居住地又は現居住地の市区町村で市区町村税等を滞納している者（徴収猶予を受けている場合を除く。）

(4) 石巻市に居住し、又は滞在する主な目的が、マンガクリエイターとして活動を行うことではない者

(5) 新聞、雑誌、電子書籍、SNS、動画配信サイト、アプリケーション、任意の施設その他の情報発信手段で公表前後の作品について著作権等を侵害する行為を行う者

(6) 雇用その他の事情により、補助上限額を超過する住宅手当等を受給している者

(7) 転勤、婚姻等により石巻市に転入予定の者

(8) 石巻市暴力団排除条例（平成24年石巻市条例第42号）第2条第4号に規定する暴力団員等

(9) 前各号に掲げるもののほか、補助金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が判断する者

3 交付対象者は、自身の能力等を勘案し可能な範囲で、マンガクリエイター事業に参加するものとする。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第2の補助対象経費の欄に掲げるとおりとする。

2 補助金の額は、別表第2の補助金額の項に掲げるとおりとする。ただし、同項により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付対象期間）

第5条 補助金の交付の対象とする期間（以下「交付対象期間」という。）は、別表第2の交付対象期間の項に掲げるとおりとする。

2 補助金の交付決定後に、第11条の規定により、第1項に規定する交付対象期間に満たないことにより補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合は、交付対象期間は延長しない。

（補助金の交付申請）

第6条 申請者は、石巻市マンガクリエイター家賃等補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書兼納税状況等確認承諾書（様式第2号）

- (2) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書等の写し
  - (3) 雇用及び住宅手当支給状況が確認できる書類
  - (4) 振込先口座及び口座名義が確認できる書類の写し
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 次条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）で、当該交付決定が2月及び3月になされたことにより、交付決定を受けた年度を超えて引き続き補助金の交付を受けようとするときは、交付決定のあった年度の翌年度の4月30日までに、石巻市マンガクリエイター家賃等補助金交付継続申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 雇用及び住宅手当支給状況が確認できる書類
  - (2) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の交付決定）
- 第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、石巻市マンガクリエイター家賃等補助金（継続）交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。  
（補助金申請内容の変更）
- 第8条 交付決定者は、申請の内容に変更が生じた場合は、変更の事由が生じた日から起算して14日以内に、石巻市マンガクリエイター家賃等補助金変更承認申請書（様式第5号。次項において「変更申請書」という。）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 交付決定者は、交付対象期間中に雇用その他の事情により住宅手当その他の資金を受給することとなり、補助金額に変更が生じる場合は、変更申請書に住宅手当その他の資金の受給状況が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前2項の申請があったときは、その内容を審査の上、承認の可否を決定し、石巻市マンガクリエイター家賃等補助金変更承認（不承認）決定通知書（様式第6号）により、交付決定者に通知するものとする。  
（実績報告等）
- 第9条 交付決定者は、交付対象期間が満了したときは、満了の日から起算して14日を経過する日又は各年度の2月末日のいずれか早い日までに、石巻市マンガクリエイター家賃等補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 家賃等の支払済みを証明する書類（様式第7号付表1）
  - (2) マンガクリエイター事業取組実績書（様式第7号付表2）
  - (3) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の報告において当月分の家賃を支払った日が、補助金交付決定日前の場合は、当月分の家賃が月途中の入退去による日割計算での金額ではない場合に限り、交付決定者からの請求を認めることとする。  
（額の確定）
- 第10条 市長は、前条第1項の規定による報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、

又は必要に応じて現地調査を行い、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、石巻市マンガクリエイター家賃等補助金交付額確定通知書（様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 前条に規定する通知を受けた交付決定者は、速やかに石巻市マンガクリエイター家賃等補助金請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付は、前項に規定する請求があった日から起算して30日以内に、当該交付決定者の指定する金融機関の預金口座に振り込む方法により行うものとする。

（補助金の取消し等）

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条第1項に掲げる居住又は居住に向けた活動の実態が認められないとき。
- (2) 第3条第1項に該当する補助金交付決定者で、市外に転出したとき。
- (3) 第3条第2項の規定に該当すると認められたとき。
- (4) 申請書に記載した民間賃貸住宅を8日以上留守にし、居住の実態が無いと認められたとき。
- (5) 補助金の申請に関し、虚偽その他の不正行為があったとき。
- (6) 補助金交付決定者が雇用その他の事情により住宅手当その他の資金を受給することとなり、補助金額に余剰な支給が生じたとき。
- (7) その他市長が補助金を交付する者としてふさわしくないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、石巻市マンガクリエイター家賃等補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により当該補助金交付決定者に通知し、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

3 前条第1項の規定により交付決定者が補助金を請求したとき、請求日時点で市外に転出していると認められるときは、市長は当該請求に係る補助金交付決定の全部を取り消し、補助金を交付しないものとする。

4 市長は、前3項の規定により交付決定者に損害が生じることがあっても、その賠償の責めを負わない。

（補助金の追加不支給）

第13条 交付決定者は、交付を受けた補助金を補助対象経費の支払に充てるものとし、既に交付決定者に支給した補助金について、当該交付決定者から紛失、盗難等の申し出があった場合、市長は、補助金の追加支給等を行わない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和5年9月1日から施行する。

附 則（令和5年9月29日告示第367号）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、この告示による改正前の各告示に規定する様式により行われた処分、手続その他の行為は、この告示による改正後の様式により行われたものとみなす。

3 この告示の施行の際、この告示による改正前の各告示の規定により作成された様式の用紙で、現に残存するものは、必要な修正を加え、なお当分の間使用することができる。

附 則 (令和6年10月1日告示第321号)

この告示は、令和6年10月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

項目	定義
(1) 漫画	こま割りのある絵を主体とし、せりふや擬音語などを補助手段として、出来事や物語を表現した作品
(2) アニメーション	動かない絵や物体をこま撮りや映写等によって動いているように見せる表現技法を用いて構成された映像作品
(3) イラストレーション	平面の上に表示される文字や画像、配色などを使用し、情報やメッセージを伝達する手段として制作された絵又は図像
(4) 美術	絵画、彫刻、版画、写真等の視覚によって認識できる作品又は工芸
(5) ゲーム	定められた特定の規則のもと、自分以外の他人や置かれた環境との相互作用により遊戯行為を行うもののうち、専らコンピュータやモバイルデバイスで操作するもの及び当該創作物に付随して製作されたグラフィクス等
(6) 音楽	聴覚によって認識できる作品を制作する表現形式のうち、漫画、アニメーション映像、ゲーム、美術等の作品に専ら劇伴や背景音楽として用いられる音楽

別表第2 (第3条関係)

1 家賃補助対象者

補助対象経費	(1) 民間賃貸住宅の賃貸借契約をした日から1年以内の任意の3か月分の家賃(注1) (2) コワーキングスペース等の利用等契約をした日から1年以内の任意の3か月分の施設利用料(注2)
補助金の額	(1) 最初の1か月分は、補助対象経費の10分の10に相当する額又は5万円のいずれか低い額 (2) 2か月目及び3か月目は、補助対象経費の2分の1に相当する額又は2万5千円のいずれか低い額
交付対象期間	当初の交付決定をした日を含む月から通算して3か月を限度とする。ただし、月途中の入退去により日割で計算する家賃の支払いがある場合における当該月については、交付対象期間から除くものとする。

(注1) 建物の所有者との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅又は従業員の居住の用に供する住宅であって、公的賃貸住宅又は親族所有の住宅を除く。

(注2) ロッカー代、会議室、コピー利用料等は補助対象経費としない。ただし、基本料金に含まれる場合は対象とする。

2 お試し滞在補助対象者

補助対象経費	<p>10日間以上次の施設を利用等した場合の経費（注3）</p> <p>(1) シェアハウス等の滞在施設を賃貸した場合の賃借料（共益費を含み、敷金、礼金、保証金、別途加入の保険料は含まない。）</p> <p>(2) 宿泊施設の宿泊費（シェアハウス等滞在施設が確保できず、やむを得ず宿泊施設を利用する場合で、標準的な1泊2食付き宿泊料（朝食のみ又は食事なしの場合を含む。）とし、追加の料理、サービス及び附帯施設の利用料等は含まないものとする。）</p> <p>(3) コワーキングスペース等の施設利用料</p>
補助金の額	補助対象経費の2分の1に相当する額又は5万円のいずれか低い額。
交付対象期間	交付決定をした日（事業開始日）から1か月を限度とする。

（注3）お試し滞在のために本市に到着した日を事業開始日、お試し滞在を終了し、本市を離れた日を事業完了日として期間を算定する。